

令和 8 年 8 月 2 1 日

各 位

株式会社ナンチク

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の情報公表について

下記の通り、男女の賃金差異を公表いたします。

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.5%
正社員	74.5%
パート・有期社員	84.8%

- 対象期間：令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）
- 賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
- 正社員：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者（役員・執行役員は除く）。
- パート・有期社員：アルバイト等短期労働者を含み、派遣社員を除く。
- 差異についての補足説明：
 - ＜正社員＞
昨年に比べ 0.9 ポイント改善。引き続き女性管理職の登用を計画的に推進していく。
 - ＜パート・有期社員＞
昨年に比べ 1.9 ポイント改善。引き続き就業調整の要因解消やプライベートと仕事の両立支援に取り組んでいく。

公表日：令和 8 年 9 月 1 日